

地独評委第11号の3

平成30年3月16日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会



意見書

地方独立行政法人岐阜県下呂温泉病院に係る業務方法書の変更の認可について、地方独立行政法人法第22条第3項の規定による岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第16条 運営費負担金の性格からして、予算の「編成・執行」という言葉はなじまないため、「配分」とすべきである。

第19条二号へ 研究開発資金の発生することも想定して削除すべきでない。